

厚生労働省・環境省

「石綿事前調査結果報告システムの運用開始前ユーザーテスト」実施について

石綿障害予防規則（石綿則）や大気汚染防止法（大防法）の改正で、2022年4月から、一定規模以上の解体・改修工事のアスベスト事前調査が届出義務となりますが、4月1日以降に使用開始となる石綿事前調査結果報告システムの運用開始前のユーザーテストが、厚労省ポータルサイトにおいて、2022年1月18日（火）から2月18日の期間で実施されます。詳しくは、下記ポータルサイトまたは別紙チラシをご確認ください。

厚生労働省「石綿総合情報ポータルサイト」

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system>

ユーザーテスト期間： 2022年1月18日（火）から2月18日